

世帯  
向け

# 賃貸住宅の建設・リフォームに 補助金を交付します！

町内に2LDK以上の賃貸住宅を建設またはリフォームされる方に補助金を交付します！

## 対象要件

- ①建築 2LDK以上で面積が50㎡以上  
(居間・キッチンの他に2部屋以上。トイレ・バスが独立。)
- ②リフォーム 2LDK以上の賃貸住宅(賃貸住宅に転換する建物含)  
ただし、集合住宅及び戸建て住宅とする。
- 要件
  - ・町内業者施工であること。
  - ・町税等を完納していること。

※従業員や2親等以内の親族が入居する建物は対象外

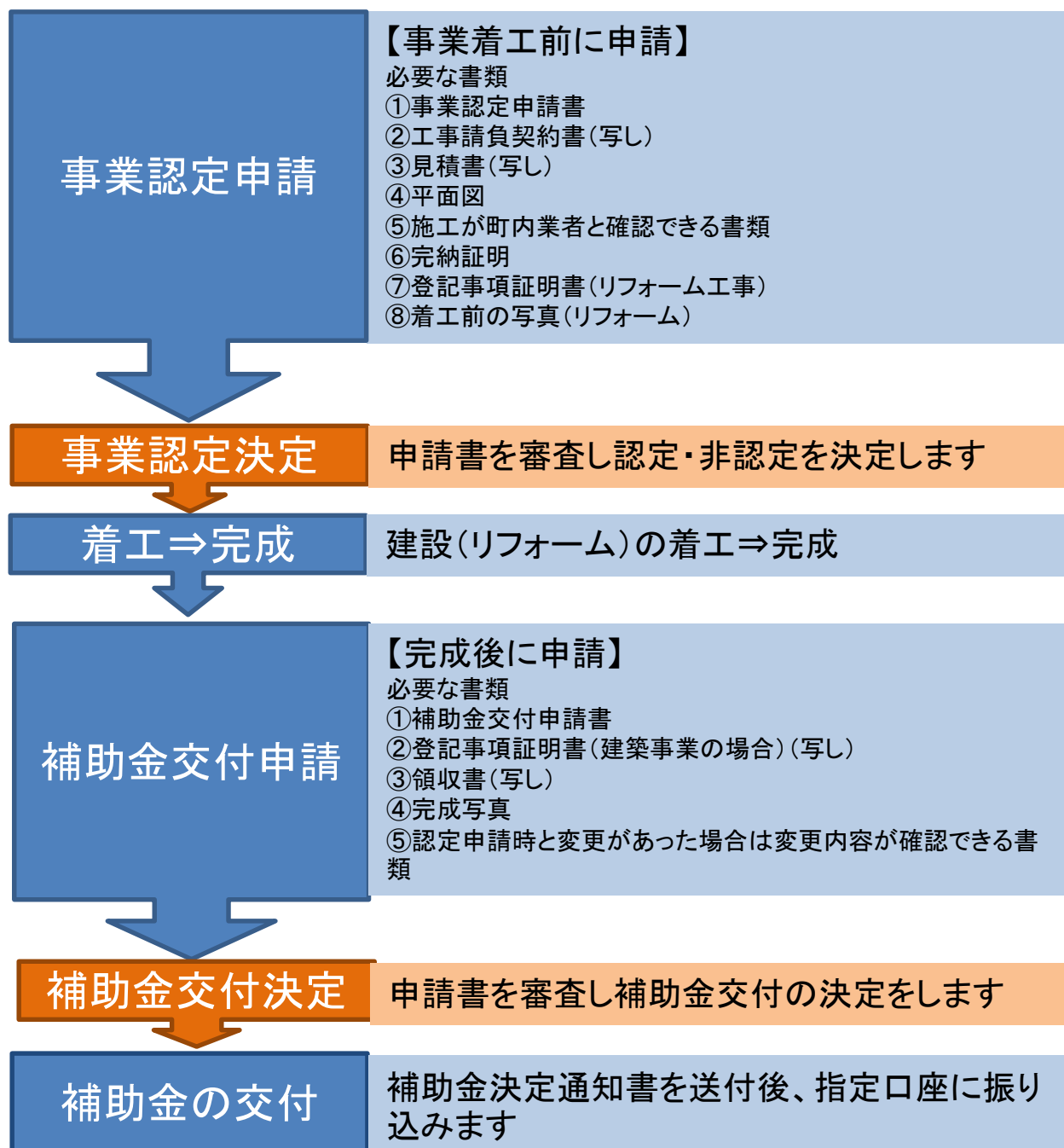
## 補助金交付額

- 建設・リフォーム経費の3割
- 上限額 建設 …… 1戸 100万円  
          リフォーム .. 集合住宅は1棟 50万円  
                          戸建て住宅は1戸 50万円

- リフォームの交付対象経費 ※50万円未満は対象外

住宅の修繕、補修(一部増築含)、内外装の改修、給湯器、風呂、台所、  
トイレ、暖房設備の改修、取替

## 申請・交付の手順



### 【問い合わせ先】

清水町役場商工観光課移住定住促進係  
〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地  
TEL 0156-62-1156 FAX 0156-62-5116  
E-mail; rousei@town.shimizu.hokkaido.jp